

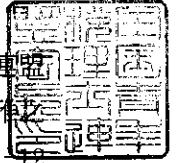


日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿



平成 23 年 11 月 14 日

全国青年税理士連盟  
会長 市木 雅之  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3354-4162



### 行政不服審査法の見直しに伴う国税不服審判所の改革についての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年 8 月 12 日に行政救済制度検討チームにより公表された「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第 2 版）」に関し、貴会が表明されました意見につきまして、当連盟では過去の行政救済制度検討チームの議論等も踏まえ、国税についての権利救済制度は、主権者たる納税者の立場から制度設計されるべきであるとの基本方針のもと、検討を重ねてまいりました。

行政救済制度検討チームによる今後の議論の進め方につきましては、ご承知の通り、11 月 1 日に「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第 3 版）」が公表され、年内のチーム取りまとめの公表に向けて必要に応じワーキンググループを開催し、関係府省等に対してヒアリングを行う方針となっております。チーム取りまとめの中には共同座長案の修正・再提示も予定されており、それゆえ上記ヒアリングは、とりまとめ案策定に当たり重要な影響を与えるものと思われまます。また、ヒアリングが行われる関係府省等の中には、過去の論点整理策定において、関係団体としてヒアリングを受け意見表明をされた貴会も含まれる可能性があるものと拝察致します。なお、平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日）において、国税の不服申立手続の見直しについては、行政救済制度検討チームの方向性を踏まえて検討を行う必要があるとされております。

そこで、当連盟は貴会に対し、国税不服審査制度について重点項目を 3 点に絞り、ここに意見を表明させていただきます。貴会におかれましては、この事案に関するさらなる議論の醸成をされますとともに、行政救済制度検討チームを含めた関係各所に対し更なる意見の発信をされるよう要望します。

**【意見 1】**

- ・ 国税不服審判所を内閣府の下に設置するべきである。

**【理由】**

国税不服審判所は昭和 45 年 5 月に国税庁の附属機関として設置され、その後、昭和 59 年 7 月に国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関とは分離された「特別の機関」に改められたが、人事や運営のあり方から見れば国税庁の附属機関にすぎず、第三者性が乏しいと言わざるを得ない。

国税不服審判所は行政型の ADR であるため行政内には留めおかなければならない制約を有するが、租税に関する権利救済機関であるため、国税庁が属している財務省はもちろん、将来的には地方税に関する審判も統一的に扱う組織に改編すべきであるという意見なども鑑みれば、地方税においては税務行政庁の立場に立つ総務省などとも一線を画し、より高い立場に置かれている内閣府の下に設置することが妥当であると考え。また、同様の理由から、これまでの論点整理で議論されている審理手続きを行うものとしての「審理官」についても、少なくとも国税に携わる部分に関してはより第三者性を重視すべきであり、第 3 版 P7 に記載されているように内閣府が任命に係る関与を行うべきである。なお、国税不服審判所長の任免についても内閣総理大臣が所掌すべきと考える。

**【意見 2】**

- ・ 国税に関して、単純に異議申立てを廃止し審査請求に一元化するのではなく、現行の異議申立て、審査請求を経た後でなければ提訴できないという「不服申立前置主義の強制」を廃止し、納税者の選択性とすべきである。

**【理由】**

国税通則法においては、青色申告に係る更正処分に不服ある場合等以外は、原則として処分庁に対する異議申立てと国税不服審判所に対する審査請求の二段階の不服申立てを経た後でなければ提訴できないという二重の前置主義が採用されている。

しかし、この二重の前置主義は、元々不服申立てに期待していない納税者に対しては過度な負担を強いているといえ、納税者の利便性の観点から見直す必要がある。他方、現行の異議申立制度が納税者の権利救済の手段として一定の機能を果たしているという面は無視できず、単純に異議申立てを廃止することは問題がある。

よって、納税者の判断により、異議申立て・審査請求・訴訟のいずれの権利救済制度でも選択できる制度とすべきである。今回の第 3 版による改正でも納税者の権利救済制度について選択できる制度設計を基本方針とされている。しかし、行政不服審査法に基づく手続きには、審査庁等に関して個別法による特例が数多くあり、個別法についても行政不服審査法の改正の趣旨に沿った適切な改正がなされることが不可欠である。

**【意見3】**

・ 国税不服審判所の裁決事例をすべて公開すべきである。

**【理由】**

第2版に対する財務省の意見は、裁決の内容等の公表については一律に公開することは不適當である旨意見表明を行っている。

しかし、税務事案の検討において裁決事例は判断材料として貴重な資料となりうるものであり、租税法令解釈の安定性ならびにその予見可能性を高めることにつながるゆえ、すべての裁決事例は公開されるべきである。もし、現状のように多くの裁決事例が非公開のまま放置される事態となれば、当事者ではない納税者や税理士はわずかに公表されたほんの一部の裁決の内容しか知ることができず、訴訟による判決によらなければ租税法令解釈についての予見可能性を高めることができなくなる恐れがある。そうなればすべて国税不服審判所の存在意義がなくなることにも繋がりがねないものとする。

以 上